

重 清 在判
 廣瀬伊賀守
 貞 清 在判
 高桑源左衛門
 武 數 在判
 奥 近江守
 政 堯 在判
 山本若狹守
 家 藝 在判
 窪田大炊允
 綱 盛 在判
 鑄木右衛門
 頼 信 在判
 石黒土佐守
 政 長 在判
 洲崎藤八郎
 景 勝 在判

七里三河法橋御坊
 坪坂伯耆入道殿
 廣 濟 寺
 參 御宿所

六月十一日。上杉謙信、小早川隆景に 毛利輝元の所領備後に憑る足利義昭を入洛せしむる爲、加賀・越前と和して出馬すべきことを報す。

【福山志料】

一五六九

【足利義昭】(備後稱) 上意承了。其表被成置御座、御入洛之儀輝元頻而御憑候處、則御請。依之當方迄被凌遠境、馳走可申由候歟。此以前越・賀一和、北國無別儀申付、來秋可打登調聊無油斷候。此時節被御取成、輝元於□□内上意□□被申御入洛、畢竟旁工夫可有之候。御□申届、輝元依來札令馳一翰候。猶彼可有口上候。恐々謹言。

六月十一日

(上杉) 謙

信 在判

小早川左衛門佐殿

(天正四年八月十三日の條參照。文中の來秋とは今

年の秋の意なるべし。

六月廿二日。畠山義綱、羽咋郡光專寺に、能登入國の本意を達したる後先規の如く太師田を宛行ふべきことを約す。

【光專寺文書】 羽咋郡

一五七〇

本意之上、小川村光專寺太師田如先規宛行候。全可令寺納者也。

天正四年

六月廿二日

(畠山) 義

綱 在判

覺 乘 房

(光專寺は當時羽咋郡小川村にあり。)

八月十三日。足利義昭、上杉謙信に、本願寺を以て、速かに越前に出陣すべきことを求む。

【歴代古案】

一五七一

就歸洛儀、則令出馬兩國存分申付、手合相待由喜入候。殊對當家彌無二覺悟旨、以內々言上候趣被聞召訖。寔

頼母敷段感悅候。然者依賀州之儀出陣相滞之由候間、本願寺達而加異見、無異存候。此上者急度至越前亂入肝要候。毛利于今遂在陣、方々得勝利抽粉骨之條、無油斷可動于戈事可爲神妙候。重而大館兵部少輔差越候。猶輝元・隆景可申候也。

八月十三日

(足利義昭) 在判

不識 院

【上杉家文書】

一五七二

就御歸洛儀、最前被任御請旨則有御出馬、加州逆徒等雖被屬御存分候、諸口不相調條、先至能州御亂入、國中平均被仰付由、尤珍重被思食候。殊被對御當家彌無二覺悟無二旨、誠以御感悅此事候。仍被成御内書、重而被差下大館兵部少輔候。然者加州之一儀付而、上口御出馬相滞由候間、本願寺に達而被加御異見、被及御請候。此上者、急度越前表御行肝要旨上意候。于今毛利被遂在陣、方々被得勝利條、此節御手合段可爲御祝着候。猶